

供託手続関係

日本銀行代理店の集約・廃止のお知らせ

広島法務局廿日市支局において取り扱う供託物の納付先(取扱店)が、次のとおり変更となります。

変更前 (令和4年5月31日まで)		変更後 (令和4年6月1日から)	
金銭	日本銀行廿日市代理店 (広島銀行廿日市支店)	金銭	日本銀行宇品代理店 (広島銀行宇品支店)
振替国債		振替国債	
有価証券		有価証券	日本銀行広島支店

※ 取扱店変更日以降は、日本銀行廿日市代理店(広島銀行廿日市支店)において納付手続を行うことはできません。

✓ 金銭の供託については、供託所(法務局)及び日本銀行(取扱店)に行かずに「**オンラインによる申請**」をすることができます。

✓ 日本銀行(取扱店)に行かずにゆうちょ銀行等のペイジー対応ATMから「**電子納付**」で供託金を納付することもできます。

ご不明な点は、お問合せください。

〒738-0024 廿日市市新宮1-15-40

広島法務局廿日市支局 TEL:0829-31-2164